

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 12 月 10 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国 民 年 金 関 係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500704 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500069 号

第1 結論

請求期間のうち、昭和 56 年 4 月から同年 6 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金第 3 号被保険者の期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基 础 年 金 番 号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで
② 平成 9 年 4 月から同年 10 月まで

私は、昭和 55 年 8 月に会社を退職後、次の就職先が決まるまで国民年金保険料を納付しなければならないと思い、3か月ごとの期限内に金融機関で国民年金保険料を納付し、請求期間①の保険料も納付した。昭和 56 年 6 月に就職した会社は 20 日間で退職することとなり、退職時に総務に確認したところ、1か月間厚生年金保険に加入していると言われたため、国民年金保険料を重複して納付してしまったと思った記憶もある。調査の上、請求期間①について保険料納付済期間と認めてほしい。

また、私は、平成 9 年 1 月に初めて第 3 号被保険者となつたが、請求期間②当時に失業手当を受給していたことが気になり、引っ越しのたびに自分が第 3 号被保険者となっているか市役所等で確認し、その際、失業手当の件を担当者に伝えたかどうかははっきり覚えていないが、その都度、第 3 号被保険者になっていると回答を得ていた。その後、元夫の会社に問い合わせたところ、社会保険事務所（当時）に事情を説明の上、確認してはどうかとのアドバイスがあり、平成 16 年に社会保険事務所に出向いたところ、未納期間とされてしまい、国民年金保険料も納付できないと言われた。私は、それまで、年金について放っておいたわけではなく、役所等に確認するなど自分にできることはやってきたつもりである。保険料が納付できなくなつてから第 3 号被保険者であった期間を未納期間とされたことに納得がいかない。調査の上、請求期間②を第 3 号被保険者期間に戻してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②を除き国民年金保険料の未納はなく、大半の期間については納

期限内に保険料を納付していることがオンライン記録で確認できるなど、請求者の年金に対する関心は高いものと認められる。

請求期間①については、請求者は、昭和 55 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求者は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の昭和 55 年 9 月中旬に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、当該期間前の昭和 55 年 9 月から昭和 56 年 3 月までの国民年金保険料は納付済みである上、請求期間①は 3 か月と短期間である。

また、請求者は、請求期間①の国民年金保険料は納期限内に納付しており、20 日間で退職した会社の厚生年金保険料と重複して納付したと思った記憶があると陳述しているところ、請求者は当該期間中の昭和 56 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 56 年 6 月 21 日に同資格を喪失しており、当時、請求者が居住していた A 市の広報から、同市は、当該期間の国民年金保険料を 5 月中に納付するよう促していたことが推認できることから、請求内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間②については、請求者に係る公共職業安定所の支給台帳全記録照会によると、請求者は、平成 9 年 4 月 21 日から同年 11 月 16 日まで、日額 6,880 円の雇用保険基本手当を受給していることが確認できる。

また、元夫が加入する健康保険組合は、請求期間②の前後の期間において請求者は健康保険の被扶養配偶者となっているが、請求期間②において健康保険の被扶養配偶者ではない旨回答している。

これらのことから、請求期間②において請求者は、国民年金第 3 号被保険者として規定されている被扶養配偶者に該当していないことが確認できる。

なお、請求者が窓口で相談したとする B 市、C 市及び D 市に当時の対応状況について照会したが、各市とも当時の対応状況が分かる資料等はないとのことであり、確認することができなかつた。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間②については、国民年金第 3 号被保険者の期間と認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500740 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500071 号

第1 結論

昭和 50 年 2 月及び同年 3 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 25 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 50 年 2 月及び同年 3 月

私は、時期ははっきり覚えていないが、会社退職後に国民年金の加入手続を行い、その後、送られてきた納付書の国民年金保険料は、実家近くの郵便局で全て納付した。請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は 2 か月と短期間であり、請求者は、請求期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料に未納はない。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和 51 年 3 月 18 日に払い出されたことが確認でき、当該払出日時点において請求期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、請求者は、送付されてきた納付書の国民年金保険料は、実家近くの郵便局で全て納付したと陳述しているところ、請求期間当時、A 県において国民年金保険料の未納者を対象に、年 1 回、過年度納付書を送付していたこと及び請求者が保険料を納付したとする郵便局は請求期間当時には開設されており、現年度及び過年度保険料の収納を行っていたことが確認できることなど、請求内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500690 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500073 号

第1 結論

昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 32 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、A 市に在住していた時、請求期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を金融機関に納付していた記憶があるが、国の記録によると、未納になっている。当時、この 1 年間の保険料を納付すれば、その後は家計からの負担がなくなると意識していたので、請求期間が未納の記録となっていることに納得できない。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 56 年 11 月から昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの期間について、国民年金に任意加入するとともに、付加年金にも加入し、請求期間を除き、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付している。

また、請求期間は昭和 60 年 4 月から昭和 61 年 3 月までの 12 か月と短期間であり、請求者は、請求期間前までは保険料を 1 か月ずつ納付していたが、1 年後には会社の方で保険料を支払う制度になると聞いていたので、最後だからまとめて支払った方がいいと思った旨、また、納付したのは昭和 60 年度初めの頃で、前納の割引制度を利用したが、請求期間の保険料をまとめて納付するに当たり、当時の夫から事前に承諾を得た記憶がある旨陳述しているところ、請求期間当時の夫もほぼ同様の陳述を行っていること及び請求者が昭和 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者となっていることを踏まえると、請求者の陳述は、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500607 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500067 号

第1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 38 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 3 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 36 年 4 月から昭和 38 年 3 月まで

請求期間の国民年金保険料は、A 市で 3 か月に一度、自宅に来ていた集金人に私の妻が夫婦二人分納付した。その際、集金人は国民年金手帳の昭和 36 年度と昭和 37 年度のページの印紙検認台紙欄に印紙を貼り、押印し、左側の検認記録欄には何も押さないで帰っていった。その後、集金人は当該ページの切り取り線上に割り印を押して、右側にある両年度の印紙検認台紙欄を切り取っていった。

請求期間の国民年金保険料は、私の妻が確かに納付しているので、未納となっていることに納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の妻は、昭和 36 年 4 月からの請求期間の国民年金保険料は当初の分から 3 か月に一度、集金人に夫婦二人分納付していたとしているが、当時請求者夫婦が居住していた市が国民年金保険料の集金を開始したのは昭和 37 年 5 月であることから、請求内容と符合しない。

また、国民年金保険料の印紙検認方式による納付については、市区町村の担当者や集金人が国民年金手帳の印紙検認台紙欄で国民年金保険料の納付を確認した場合、そのページの左側の検認記録欄に検認印を押す取扱いとなっており、請求者の国民年金手帳の昭和 38 年度から昭和 45 年度までの検認記録欄には検認印が押されているものの、請求期間である昭和 36 年度及び昭和 37 年度の検認記録欄には、検認印が押された形跡がない。

さらに、請求期間当時請求者夫婦が居住していた市では、当時の関係資料を廃棄処分したとしているほか、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500608 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500068 号

第1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 38 年 3 月までの請求期間については、請求期間当時に国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 9 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 36 年 4 月から昭和 38 年 3 月まで

請求期間の国民年金保険料は、A 市で 3 か月に一度、自宅に来ていた集金人に私が夫婦二人分納付した。その際、集金人は国民年金手帳の昭和 36 年度と昭和 37 年度のページの印紙検認台紙欄に印紙を貼り、押印し、左側の検認記録欄には何も押さないで帰っていった。その後、集金人は当該ページの切り取り線上に割り印を押して、右側にある両年度の印紙検認台紙欄を切り取っていった。

B 県に引っ越しした後、社会保険事務所（当時）から請求期間の国民年金保険料が未納になっているので、納付するよう言われ、既に納付していたとは思ったが、仕方なく私の分だけ重複して特例納付した。

請求期間の国民年金保険料は、A 市で確かに納付しているので、A 市で納付した記録に訂正の上、B 県で重複して特例納付した国民年金保険料を返してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 36 年 4 月からの請求期間の国民年金保険料は当初の分から 3 か月に一度、集金人に夫婦二人分納付していたとしているが、当時請求者夫婦が居住していた市が国民年金保険料の集金を開始したのは昭和 37 年 5 月であることから、請求内容と符合しない。

また、国民年金保険料の印紙検認方式による納付については、市区町村の担当者や集金人が国民年金手帳の印紙検認台紙欄で国民年金保険料の納付を確認した場合、そのページの左側の検認記録欄に検認印を押す取扱いとなっており、請求者の国民年金手帳の昭和 38 年度から昭和 45 年度までの検認記録欄には検認印が押されているものの、請求期間である昭和 36 年度及び昭和 37 年度の検認記録欄には、検認印が押された形跡がない。

さらに、請求期間当時請求者夫婦が居住していた市では、当時の関係資料を廃棄処分したとしているほか、請求期間当時に、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間当時に、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500708 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500070 号

第1 結論

昭和 59 年 4 月及び同年 5 月の請求期間、昭和 62 年 2 月から平成元年 4 月までの請求期間並びに平成元年 8 月及び同年 9 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 33 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 59 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 62 年 2 月から平成元年 4 月まで
③ 平成元年 8 月及び同年 9 月

請求期間の国民年金保険料は、私の母親が、父親の税金などと一緒に納付したと思う。請求を受ければ必ず支払っていたので、請求期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②及び③はいずれも請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の期間であるが、オンライン記録によれば、請求期間当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続が行われた形跡はなく、請求期間を国民年金被保険者期間とする処理が、平成 5 年 10 月 13 日に行われていることから、この時点まで、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、請求期間当時に、国民年金保険料の納付書が発行されることはないものと考えられる。

また、前述の資格処理日である平成 5 年 10 月 13 日時点では、時効により請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、母親が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとしているが、母親から請求期間の納付状況等を聴取することは困難な状況であり、請求者及び請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）もなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500781 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500072 号

第1 結論

昭和 36 年 4 月から昭和 45 年 5 月までの請求期間及び昭和 45 年 7 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 15 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 36 年 4 月から昭和 45 年 5 月まで
② 昭和 45 年 7 月から昭和 53 年 3 月まで

私は、昭和 54 年頃、自宅にはがきが届き、国民年金保険料を納付していないので、納付するよう催促され、これが最後ということで居住していた区の区役所で国民年金保険料として 45 万円くらいをまとめて納付した。請求期間の国民年金保険料は納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 54 年頃、国民年金保険料をまとめて納付したと陳述しており、請求者の主張どおりであれば、国民年金保険料納付の前提として、国民年金手帳記号番号が請求者に対して払い出されていることが必要であるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索では、請求者の国民年金手帳記号番号を確認することができない上、請求期間を含めて、請求者が国民年金に加入した形跡は見当たらないことから、請求期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。